

## 学長表彰に関する取扱いについて

平成 27. 1. 14 学長裁定  
改正 令和 4. 2. 21 令和 6. 4. 1

群馬大学学生表彰規則第 2 条第 1 号の表彰は、下記のとおりとする。

### 記

#### 1 表彰の対象

##### (1) 学部

学部	最大対象者数
共同教育学部	1
情報学部	1
医学部	2
理工学部	2
計	6

##### (2) 研究科等

研究科等	最大対象者数
教育学研究科専門職学位課程	1
情報学研究科修士課程	1
医学系研究科修士課程	1
医学系研究科博士課程	1
保健学研究科博士前期課程	1
保健学研究科博士後期課程	1
理工学府博士前期課程	5
理工学府博士後期課程	1
パブリックヘルス学環修士課程	1
医理工レギュラトリーサイエンス学環修士課程	1
計	14

##### (3) 専攻科

専攻科	最大対象者数
特別支援教育特別専攻科	1
計	1

#### 2 表彰の時期及び方法

- (1) 学位記授与式において、学位記伝達後、学長から授与する。
- (2) 表彰順は学則及び大学院学則の順とする。

#### 3 経費

法人運営費による。

#### 備考

- 1 工学部に在学する者が在学しなくなる日までの間は、「理工学部」とあるのは「理工学部及び工学部」とし、工学研究科に在学する者が在学しなくなる日までの間は、「理工学府」とあるのは「理工学府及び工学研究科」とする。

- 2 学長表彰に関する取り扱いについて(平成25年2月27日学長裁定)は、廃止する。
- 3 教育学部に在学する者が在学しなくなる日までの間は、「共同教育学部」とあるのは「共同教育学部及び教育学部」とする。
- 4 社会情報学部 に在学する者が在学しなくなる日までの間は、「情報学部」とあるのは「情報学部及び社会情報学部」とする。
- 5 社会情報学研究科修士課程に在学する者が在学しなくなる日までの間は、「情報学研究科修士課程」とあるのは「情報学研究科修士課程及び社会情報学研究科修士課程」とする。